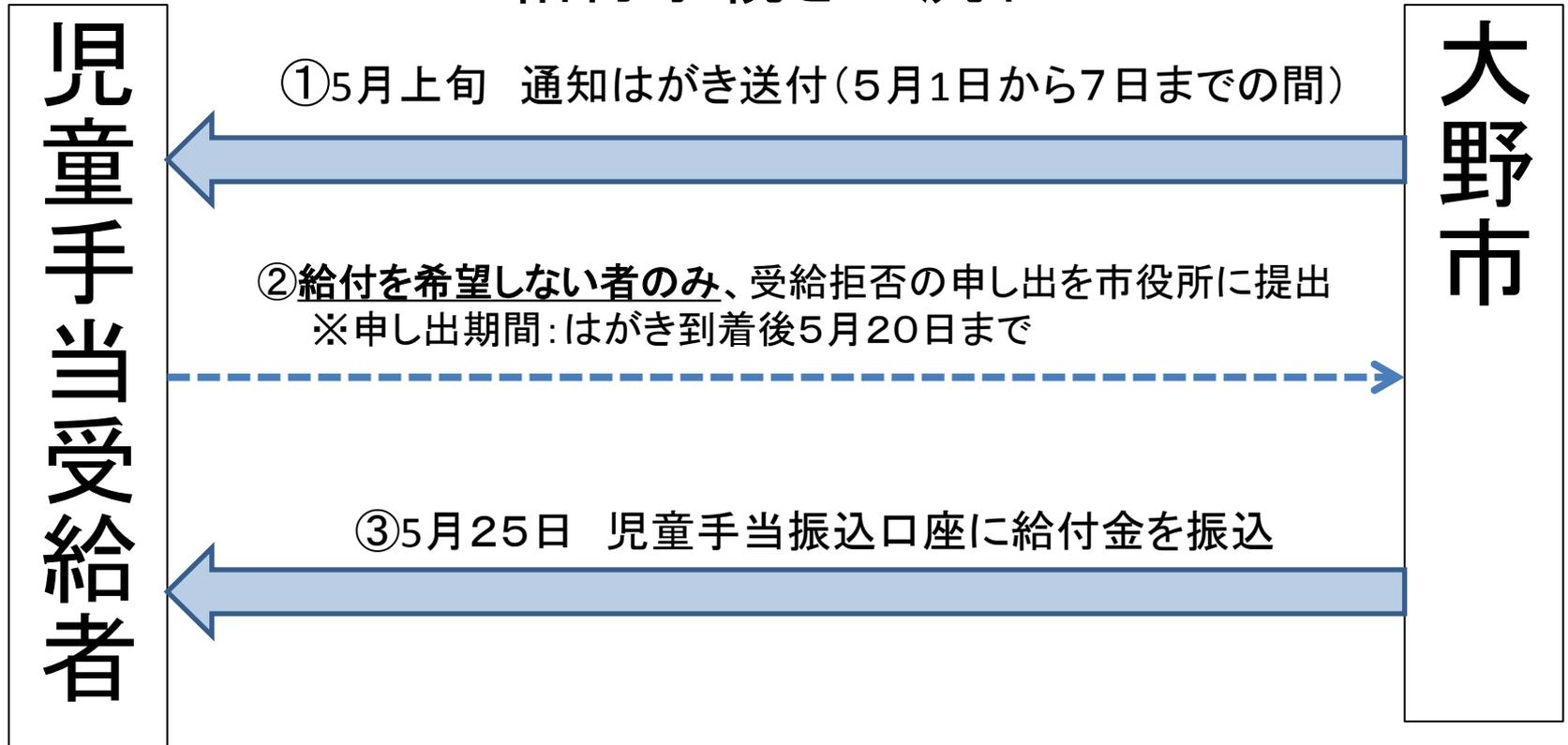


子育て世帯への臨時特別給付金

－給付手続きの流れ－



- ①通知はがきは、5月1日以降順次配達予定
 - ②給付金の受給拒否の申出の者は、福祉こども課へ連絡し用紙を請求する。
 - ・市は請求のあった者に指定の用紙を郵送にて送付(もしくは市HPからダウンロード可)
 - ・申出の方法は、直接福祉こども課へ提出(郵送可)身分証明と印鑑必要
 - ・申出の期間は、5月20日とする(はがき到着後2週間程度(短縮可))
 - ③5月に振り込みができない者については、6月以降順次対応。最終の振込期日R2年12月末
- 公務員については、所属庁から対象者へ申請の案内あり。R2.3.31に住民登録の市町村に申請